

## 建築基準法第43条第2項第1号の認定に関する判断基準

## (目的)

第1 この基準は、建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定における認定に関する判断について必要な事項を定め、もって適正な法の運用を図ることを目的とする。

## (運用の原則)

第2 法第43条第2項第1号の規定による認定の対象は、次に各項のいずれかに掲げるものとする。

- 1 建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第10条の3第1項第1号の規定に該当する建築物は、その敷地が公共の用に供する幅員4m以上の次のいずれかに掲げる道に2m以上接するものであることとする。
  - ① 土地改良事業、農道整備事業等による農道
  - ② 河川等の管理用の道
  - ③ 国又は地方公共団体の管理する道
- 2 建築基準法施行令（以下「令」という。）第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道であつて、かつ、昭和45年6月20日時点において既に立ち並びのある通路。
- 3 建築物の敷地と道路の間に河川等がある場合で、橋により道路に2m（大阪府建築基準法施行条例で規定する場合にあってはその長さ）以上接する敷地における建築物について、その河川等の管理者による占用許可及び施工承認を得た橋の場合は、道路に接するものとみなし、建築基準法第43条第2項本文の要件をみたすものとする。

## (用途・規模・構造)

第3 認定に係る建築物は、次の各項に掲げる基準に適合すること。

- 1 その延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が200㎡以内の一戸建ての住宅（専用住宅（2世帯住宅を含む。））であること。
- 2 その敷地が接する道を「道路」と読み替えて建築基準関係規定に適合すること。

## (土地所有者等による承諾)

第4 第2第2項に該当する道については、当該認定の申請者等が当該道を将来にわたって通行することについて、次に掲げる者の承諾があること。

- 1 当該道の敷地となる土地の所有者
- 2 当該道の敷地となる土地に関して権利を有する者
- 3 当該道を令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合するように管理する者

(道の整備)

第5 認定申請者は、通路の管理者と整備について協議し、認定申請時までには側溝等の設置を完了しなければならない

附則

(施行期日)

この基準は、平成30年11月27日から施行する。